令和４年４月７日

各保護者　様

三 田 市 教 育 長
三田市立けやき台小学校長　福井　博行

新型コロナウイルス感染症に係る学校における対応について

保護者の皆様におかれましては、日々お子様の健康観察等、新型コロナウイルス感染拡大防止に対してきめ細やかなご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は減少傾向にあるものの、依然として感染が続いており、感染再拡大には十分警戒が必要です。学校では、引き続き、安全・安心の中で教育活動ができるよう「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本としつつ、十分な感染防止対策を徹底したうえで、下記のとおり、日々の教育活動を継続してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

なお、今後、本市における感染拡大の状況、生活全般にわたる人の流れを抑制する対策の強化など、新たな事情が生じた場合は、活動を制限することを別途お知らせします。

記

１　教育活動について

引き続き、十分な感染防止対策を徹底したうえで、教育活動を行います。

２　学校行事について

感染防止対策を徹底したうえで実施します。

校外から大人数が参加するような学校行事（入学式等）を実施する際には、マスクの着用、消毒はもとより体調が不調の場合は来校を自粛していただくなど感染防止対策を徹底します。また、1回あたりの参加人数の制限や座席の間隔を広く取るなどの対応を行います。

３　校外学習について

感染防止対策を徹底したうえで実施します。

県外での活動は、実施地域の感染状況や都道府県等の対応、受入先の意向、参加人数、移動方法、活動中に感染者が確認された場合の対応などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施します。また、オリエンテーション合宿等、宿泊を伴う活動は、県内・県外とも感染防止対策が確認される宿泊施設に限定します。

４　基本的感染防止対策の徹底について

（１）児童生徒に毎日の登校前の検温及び健康観察を徹底します。
（２）各教室で可能な限りの間隔をとります。
（３）マスクの着用、手洗いを徹底します。マスクについては、感染防止の効果が高い不織布マスクの着用を奨励します。
（４）教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行います。
（５）給食の際は、飛沫を飛ばさないような席の配置をするとともに、食事中は感染リスクが高まることから、マスクをはずしての会話は行わないよう徹底します。

５　登下校の工夫について

（１）登下校時においては、マスクの着用を徹底します。ただし、本人が息苦しさを感じる場合等は、交通機関利用時を除いて、感染防止をしながら着用しなくとも可とします。なお、マスクをはずしての会話を行わないよう指導します。
（２）登下校時、児童生徒間の距離をとって密接とならないようマナー指導を行います。

６　部活動について

感染防止対策を徹底したうえで実施します（練習試合、合宿等を含む）。

（１）活動日及び時間は、平日（４日）で２時間程度（春季休業中は３時間程度）、土日のいずれか１日で３時間程度とします。

（２）県外での活動及び合宿は、実施地域の感染状況や都道府県等の対応、受入先の意向、参加人数、移動方法、活動中に感染者が確認された場合の対応などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施します。

（３）宿泊を伴う活動は、県内・県外とも感染防止対策が確認される宿泊施設に限定します。

（４）部内で感染者が発症した場合（部員同士、顧問と部員等）は、１日は部活動を休止し、感染対策を確認します。

（５）生徒・教職員以外の参加については、必要最小限とします。

７　家庭における健康管理等のお願い

（１）石けんと流水による手あらい、咳エチケット、外出時のマスクの着用など感染症予防を徹底してください。

（２）十分な睡眠、バランスのとれた食事、適度な運動を心がけ、免疫力を高めてください。

（３）換気と加湿（湿度 40%以上を目安）を心がけ感染予防に努めてください。

（４）不要不急の外出は自粛してください。

（５）学校から配布する健康観察カードに、毎朝体温等の結果を記録し学校に提出してください。

（６）発熱等の風邪症状がみられるときは、自宅で休養し、発熱等の風邪症状がある場合は、かかりつけ医に電話で相談した上で受診をしてください。また受診結果を学校に報告してください。

（７）学校にはマスクを着用して登校させてください。

（８）マスクが汚れた場合に交換できるよう、予備マスクを準備してください。

（９）常時換気をするため、衣服調節ができるよう準備してください。

(10) 登校後、発熱等の風邪症状がみられた場合は、原則早退とします。学校からの緊急の連絡やお迎えの連絡がありますので、必ず対応できるようにしてください。

(11) 塾やスポーツクラブ、スクール等（以下、「習い事」という）に通う場合に、行き帰りを含め、大人の目の届かない場所が増え、その場における感染拡大が懸念されるため、以下についても注意してください。

・習い事は、事業者が実施している感染防止対策を遵守してください。

・習い事は、本人に加え、家族に発熱等の風邪症状がある場合や、PCR 検査受検者がいる場合は参加しないでください。

・習い事への行き帰りには、マスクの着用を徹底してください。

・コンビニでの飲食、会話などは避け、速やかに帰宅してください。

(12) コロナワクチン接種に関して検討する場合には、国や兵庫県が作成している動画等を参考にしてください。

８　次のような場合は、必ず学校に連絡し登校をさせないでください（欠席扱いになりません）。

なお、利用している放課後児童クラブや放課後等デイサービス、きょうだい等が通う就学前施設（幼稚園、保育園、認定こども園）など関連事業所等への連絡も併せてお願いします。

（１）児童生徒本人が、発熱等の風邪症状がある場合（ワクチン接種後を含む）

（２）児童生徒本人が、新型コロナウイルス感染の疑いがあり自宅待機を指示された場合

（３）児童生徒本人が、濃厚接触者になった場合

（４）児童生徒本人が、新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

（５）同居家族が、医療機関及び保健所から指示され、PCR 検査等を受ける場合

（６）同居家族が、濃厚接触者になった場合

（７）同居家族が、発熱等の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）

※同居家族以外で、児童生徒が接触した人の感染が判明したり、児童生徒が接触した人が、上記(5)～(7)に該当する場合は学校にご相談ください。

※お子様が授業日にワクチン接種をする場合は欠席扱いにはなりません。事前に学校にご相談ください。

９　心のケアに関すること

（１）教育相談の充実

健康面や学習面でストレス、不安を抱えている場合は、学校にご相談ください。学校では、学級担任や養護教諭を中心としたきめ細やかな健康観察、お子様との個人面談等の機会の拡充を図り、スクールカウンセラー等による支援も行います。

（２）新型コロナウイルス感染症に係る人権について学ぶ機会の充実

道徳教育を充実させ、あらゆる教育活動において、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見が生じることがないよう学びを進めます。

１０　その他

学級閉鎖の期間中、放課後児童クラブへは登所できません。学級閉鎖の初日も登所できません。

【放課後児童クラブの問い合わせ先】

三田市役所　子ども・未来部　健やか育成課　電話　５５９－５０４６